

令和3年3月25日

総合政策局地域交通課

岡山電気軌道・両備HDによる共同経営が、4月1日から始まります

～独占禁止法特例法に基づき共同経営を認可～

国土交通省は、本年3月15日付けで申請のあった「岡山駅・大東間共同経営計画」に基づく共同経営について、独占禁止法特例法に基づく認可を行いました。乗合バス事業者2社が共同して重複路線における運行回数や運行時刻の設定等を行うことで、岡山市中心部を走る路線の効率化や利便性向上により、運送サービスの持続的な維持が図られます。

- 本年3月15日、岡山電気軌道（株）・両備ホールディングス（株）の2社より、岡山駅～国道30号線沿線における共同経営に関する協定の締結の認可が申請され、本日、独占禁止法特例法（令和2年法律第32号）に基づく認可を行いました。
- 本共同経営の対象路線である岡山駅～大東間の路線は、上記2社による運行が重複しており、渋滞による遅れや待ち時間の長い時間帯が生じていました。
- そこで、独占禁止法特例法に基づき、両社で共同して運行回数や運行時刻を設定することで、15～20分間隔の等間隔運行を維持することにより、運行の効率化による路線維持と利用者の利便性向上を図ることとしています。
- 本共同経営に基づく運行の開始は、本年4月1日を予定しています。国土交通省においては、引き続き、独占禁止法特例法及び関連制度の周知・円滑な運用に努めてまいります。

<計画本体資料はこちら>

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000153.html

<お問い合わせ先>

国土交通省 総合政策局地域交通課 杉田、大村

TEL : (03) 5253-8111 (内線 54724) ・ (03) 5253-8987 (直通)

FAX : (03) 5253-1559